

政府の重要な意思決定にかかわる会議に関する
記録作成の在り方
＜論点整理（事務局案）＞

平成 24 年 4 月 25 日
内閣府大臣官房公文書管理課

① 公文書管理制度の目的に照らして、行政機関の意思決定における過程としてどのような会議を記録に残すべきか。

○会議の多様性をどのように考慮するか。

- ・閣僚会議や省議にも、「情報交換を目的とし意思決定は行わない会議」、「決定権を持つ大臣等が意思決定する過程において審議決定を行う会議」など多様な性格の会議があり、それ以外にも意思決定に至る過程には様々な会議がある。

② 会議の記録をどのような形で記録として残していくのか。

○（歴史的緊急事態や審議会以外に）議事録・議事概要を必須とすべきケースはあるか。逆に、議事録・議事概要の作成を明示的に免除すべきと考えられるケースはあるか。

- ・法 4 条 2 号の「閣議、関係行政機関の長で構成される会議又は省議（これらに準ずるものを含む。）」については、現行ガイドラインでは「議事概要・議事録」を記載しておらず、会議における決定や了解の案文の検討過程（調査研究や行政機関協議など）を示している。
- ・閣議や閣僚会議の多くで「議事概要・議事録」を作成していないが、総理や大臣の「発言要旨」、会議終了後の大臣等による「記者会見録」等を記録として作成・保存している。
- ・「内閣は連帯責任を負っており、閣議の議事概要・議事録が作成・公開されれば閣僚同士の自由で忌憚のない意見交換が阻害される」との国会答弁がある。（平成 11 年 6 月 3 日官房長官国会答弁など）

③ 誰が記録作成の義務（責任）を負うのか。

○複数の行政機関が関わる会議において、どの行政機関の職員が記録の作成を担うのかが明確になっているか。

④ 記録の作成と情報公開制度及び当該制度の実際の運用との関係をどう考えるか。

○「記録の作成・保存」と「記録の公開」とは分けて考える必要があるが、相互に関連しているため、情報公開法等との関係も含め検討することについてどう考えるか。

○例えば、閣僚会議、省議等の「議事概要・議事録」を作成・保存した場合は、現行の情報公開法との関係では、個人情報、外交・安全保障等の情報公開法上の非開示事由に該当する部分を除き、比較的短期間のうちに開示されることについてどう考えるか。

○一方、一部の会議にかかる議事の記録については、「作成」から「開示」までに一定の期間を確保することとする国もあるようだが、こうした考え方についてどう考えるか。

⑤ 記録の作成と効率的な行政運営をどのようにバランスを取るのか。

○行政文書等の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等の重要性に対する意識が益々高まっている一方、文書作成による業務の膨張が行政コストの増大につながる面とのバランスをどのようにとるべきか。例えば、すべての会議について一律に議事録・議事概要の作成を義務付けることについてどう考えるか。

○諸外国の制度や運用の在り方等も参考にして、適切な制度の運用について多角的に検討すべきではないか。